

## 川越市総合交通計画策定調査業務委託仕様書

### 1 委託件名

川越市総合交通計画策定調査業務委託

### 2 目的

人口減少、超高齢化社会に対応し、持続可能な地域公共交通の実現を図るため、従来の公共交通だけでなく、自家用有償旅客運送などの活用について検討を行い、地域における多様な輸送資源を活用し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとなる川越市総合交通計画を策定することを目的とする。

### 3 委託期間

- (1) 契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 本業務は、令和7年度から令和8年度にかけて実施するものであり、複数年契約を締結するものとする。
- (3) 令和7年度の業務は、「6 委託業務」の(1)から(7)まで及び(9)の骨子案作成並びに(10)、(11)とする。

### 4 対象範囲

川越市全域

### 5 計画期間

令和9年度から令和18年度までの10年間（予定）

### 6 委託業務

- (1) 計画準備（令和7年度）
  - 本業務の実施に当たり、業務の実施方法や手順を定めた業務実施計画書を作成する。
- (2) 現状分析（令和7年度）
  - 社会情勢の変化や国・県・交通事業者等の動向、法令や交通技術の変化等を整理する。
  - 人口、面積等が本市と類似する自治体の、交通施策に係る様々な移動手段の現状について調査分析し、整理する。
  - 既存資料等を活用し、地域の特性を分析する。
  - 鉄道、路線バス、タクシー、市内循環バス「川越シャトル」、デマンド型交通「かわまる」、スクールバス、自家用有償旅客運送、福祉輸送、病院・商業施設等の送迎サービスなど、あらゆる住民の移動手段の

現状について調査分析し、整理する。

- (3) 「地域公共交通計画」と「都市・地域総合交通戦略」を一本化するための整理（令和7年度）
  - 「地域公共交通計画」と「都市・地域総合交通戦略」を兼ねた計画とするため、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）」第4版（令和5年10月）と「都市・地域交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～（国土交通省）」（令和4年改訂版）を精査し、整理する。
- (4) 上位・関連計画と本計画の位置づけの整理（令和7年度）
  - 第五次川越市総合計画や川越市都市計画マスタープラン、川越市立地適正化計画等の上位・関連計画における本計画の位置づけを整理し、関連性と整合性を確保する。
- (5) 公共交通に関する意向調査（令和7年度）
  - 市民アンケート
    - ① 市民の日常生活における移動実態、公共交通の利用状況や移動ニーズなど、問題点等を把握するためのアンケートを実施する。  
調査方法：郵送による配布・回収  
配布想定：3,000通（住民基本台帳から無作為抽出）  
回収想定：回収率30%
    - ② アンケートの集計・分析をする。
- (6) 課題の整理（令和7年度）
  - 現状分析や公共交通に関する意向調査等を踏まえて、公共交通に関する課題を分析し、整理する。
- (7) 将来都市像及び基本方針・基本目標の設定（令和7年度）
  - 将来都市像（目指すべき都市と交通のあり方）を設定し、それを実現するための基本方針及び基本目標を設定する。
- (8) 基本目標達成のための施策等の検討（令和8年度）
  - 基本目標を達成するために実施すべき具体的な施策及びその実施主体、事業スケジュール等を定める。
  - 他の自治体が実施している成功した取り組みや優れた施策を整理する。
  - 目標達成状況の評価を行うための進捗管理方法や管理体制等を定める。
- (9) 計画のとりまとめ（令和7・8年度）
  - 骨子案、素案、原案、修正案、最終案を段階ごとに作成し、会議に提出できる様式とする。
- (10) 協議会等における資料作成（令和7・8年度）
  - 川越市公共交通利用促進協議会及び川越市総合交通計画推進委員会で

使用する会議資料の作成を行う。

※令和 7 年度に各 2 回程度、令和 8 年度に各 4 回程度実施予定

(11) 打合せ（令和 7・8 年度）

- 業務遂行に必要な打合せを適宜実施し、会議録を作成する。
- その他、スムーズな意思疎通を図り、電話・メール等で随時打合せを実施すること。

(12) その他

- 市が独自に実施した交通量調査、関係課や関係行政機関への照会結果等についても、必要に応じて計画内容に反映すること。
- 「都市・地域総合交通戦略」を兼ねた計画とするため、道路整備計画や交通円滑化対策を含めた計画とすること。
- 川越市都市・地域総合交通戦略の評価を行う。

7 参考となる報告書・資料

- ・川越市都市・地域総合交通戦略（平成 29 年 3 月策定）
- ・川越市都市・地域総合交通戦略（追補版）（令和 4 年 3 月策定）
- ・川越市デマンド型交通「かわまる」運行見直し検討業務委託（令和 7 年 2 月）
- ・令和 6 年度及び 7 年度に実施した、北部市街地の交通量調査及びアンケート調査

8 提出物

受注者は、本契約締結の翌日から起算して 10 日以内に以下の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 委託業務実施計画書（市指定様式）
- (2) 委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト（市指定様式）

9 成果品

各年度に受注者が発注者に納入する成果品は以下のとおりとする。また、令和 7 年度成果品は令和 8 年 2 月 27 日、令和 8 年度成果品は令和 9 年 3 月 15 日を期限として川越市都市計画部交通政策課に納入し、検査を受けるものとする。

【令和 7 年度成果品】

- (1) 委託業務実施報告書（市指定様式）※令和 7 年度業務分
- (2) 各調査、会議資料及び関連資料（A 4 版カラーファイル綴） 1 部
- (3) 川越市総合交通計画骨子案（A 4 版カラーホチキス製本） 10 部
- (4) 上記各電子データ（PDF 及び Microsoft Word・Excel 等のオリジナルデータ）

【令和 8 年度成果品】

- (1) 委託業務実施報告書（市指定様式）

- (2) 各調査、会議資料及び関連資料（A 4 版カラーファイル綴） 1 部
- (3) 川越市総合交通計画（本編）（A 4 版カラーくるみ製本） 100 部
- (4) 川越市総合交通計画（概要版）（A 4 版カラーホチキス製本） 1 部
- (5) (1)～(4)に係る電子データ（PDF 及びMicrosoft Word・Excel 等のオリジナルデータ）
- (6) その他発注者が指定するもの

## 10 権利の帰属

本業務における成果品及びこれに付随する資料の著作権及び所有権は、発注者に帰属する。また、受注者は、著作権人格権を行使できないものとする。

## 11 資料等の貸与及び返還

- (1) 発注者は、本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を受注者に貸与する。
- (2) 受注者は、貸与品を管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、本業務が終了したときは、速やかに貸与品を発注者に返還する。

## 12 損害賠償について

任意保険の内容については、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険を含むものとし、受注者が加入する。

## 13 支払方法

本業務の支払方法は2回払いとする（各年度1回）。

## 14 順守事項

- (1) 本仕様書は、委託の概要を示したものであるもので、詳細な部分については発注者の指示により行うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議して取り決めるものとする。
- (3) 委託料には、本仕様書で断りがあるものを除き、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。
- (4) 成果品の納入後、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用・参考とした場合には、その出典を明記すること。
- (6) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、契約終了後も同様とする。

- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

15 担当部局

川越市 都市計画部 交通政策課

所在地：〒350－8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

電話番号：049－224－5519（直通）

メールアドレス：kotsu★city.kawagoe.lg.jp

（送信する場合は★を@に置き換えてください）